

令和5年度

学

校

便

覧

令和5年度
(2023)



学校便覧

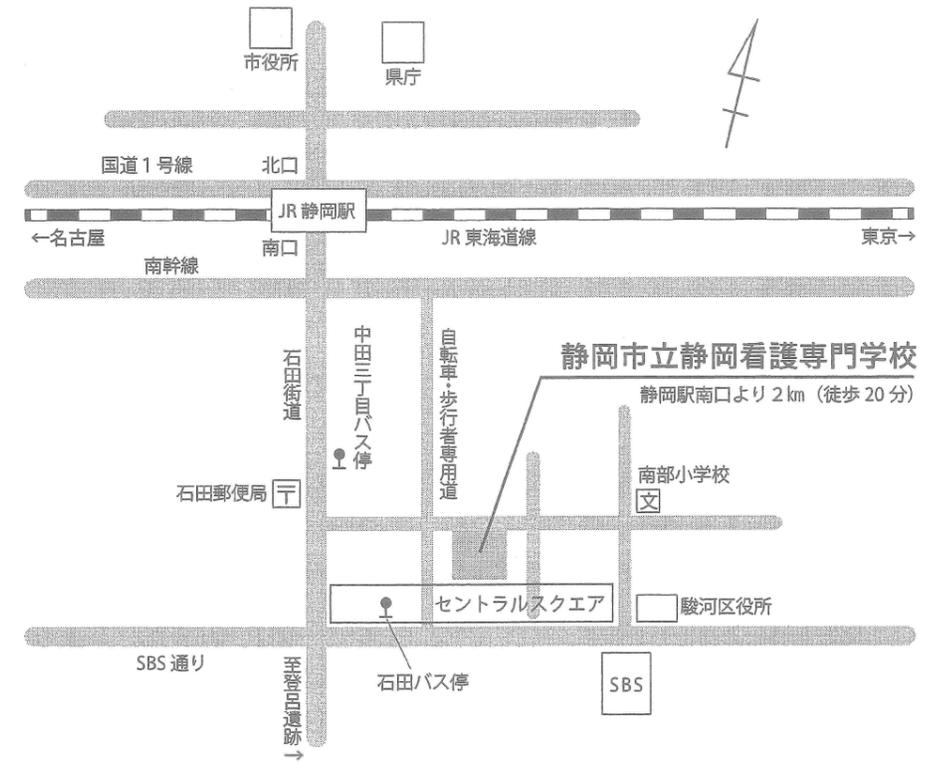
静岡市立静岡看護専門学校

静岡市立静岡看護専門学校

〒422-8074 静岡市駿河区南八幡町8番1号
TEL (054) 288-1230 FAX (054) 288-1390
E-mail szk-kango@city.shizuoka.lg.jp

静岡市立静岡看護専門学校

■学校案内図



この「学校便覧」は入学時に配付し、2年次以降は配付しません。
卒業まで大切に保管・使用して下さい。
なお、変更があった場合は、当該部分の資料を配付または掲示等でお知らせします。

バス利用の場合

JR静岡駅南口②番から 約10分
「みなみ線(中田回り)」石田バス停下車(徒歩2分)

JR静岡駅南口②番から 約10分
「石田街道線」中田三丁目バス停下車(徒歩5分)

目 次

I 学校概要

1	学校の沿革	1
2	学校組織	2
3	学校施設および校舎配置図	3

II 教育課程

1	教育理念・教育目的・教育方針・年次別到達目標	5 ~ 7
2	学科履修科目	8 ~ 9
3	教育体系(授業科目の位置づけ)	10 ~ 11
4	教育内容とその解説	12 ~ 26
5	学校行事・課外活動	27

III 学則・学則実施規程

1	静岡市立看護専門学校学則	29 ~ 37
	・ 静岡看護専門学校教育課程(別表第1)	38 ~ 55
	・ 入学願書等(推薦・一般) ・ 誓約書 ・ 転入学願書 ・ 転学願 ・ 休学願 ・ 復学願 ・ 退学願 ・ 卒業証書	
2	静岡市立看護専門学校学則実施規程	56 ~ 59
	・ 住所届 ・ 変更届	

IV 諸内規

1	成績評定および欠席等に関する内規	61 ~ 66
	・ 追試験受験願 ・ 再試験受験願 ・ 特別欠席承認願	
2	既修得単位認定取扱いに関する内規	67 ~ 68
	・ 既修得単位認定申請書	
3	健康管理に関する内規	69 ~ 70
4	図書室の運用に関する内規	71
5	身分証明書及び校章の取扱い並びに証明書の交付に関する内規	72 ~ 77
	・ 身分証明書・校章交付願 ・ 通学証明書交付願 ・ 学生割引証交付願 ・ 証明書交付願	

V 学校生活

1	履修方法	79 ~ 82
2	学生生活	83 ~ 90
	・ 自動車通学届 ・ 出席停止通知 ・ 海外旅行届 ・ ソーシャルメディア・ガイドライン	
3	施設利用案内	91 ~ 108

VI 条 例

1	静岡市立看護専門学校条例	109 ~ 111
2	静岡市立看護専門学校条例施行規則	112 ~ 113
	・ 授業料(減額・免除・徴収猶予)承認申請書	

VII 消防計画・防災指針

1	静岡市立静岡看護専門学校消防計画	115 ~ 124
2	静岡市立静岡看護専門学校防災指針	125 ~ 135

静岡市立静岡看護専門学校校歌

作詞 岡田英雄
作曲 藤井京子

♩ = 108

ふ じん の み ね う と わ に し ず か ー
 ぶ じょ う と わ し を か さ ね ー

に て く ろ し お の や ま な み く だ ー
 で ん と う の か げ を ふ か め ー

け つ み ど り な ー す お か の ひ か り に せ い め い ー の い ぶ き
 ふ る さ と ー の ほ こ り を た た え あ た ら し ー き ぶ ん か

あ ま ぐ ね し い と う な む の た え に き び し
 か わ し そ う ぞ う の

く い ざ と も よ たい ぼ う の
 い ざ と も よ たい ぼ う の ひ

め し こ こ ろ に む ね ふ た か か く ー
 い む き ふ た か か く ー あ し め

1. 2.
 を い き ざ ま ず ん
 い ち が わ ん

(昭和47年10月1日制定)

静岡市立

静岡看護専門学校校歌

作詞 岡田英雄
作曲 藤井京子

一、富士の峰とわに静かに

黒潮の山並みくだけ

緑なす丘のひかりに

生命の息吹あまねし

営みのたえに厳しく

いざ友よ

戴帽の秘めし意に

胸深く愛を刻まん

二、駿府城としを重ねて

伝統のかけを深めつ

ふるさとの誇りを湛え

新しき文化かぐわし

創造のたえに厳しく

いざ友よ

戴帽の秘めし意に

意気たかく使命誓わん

(学校歌解説)

岡 田 英 雄

第1節 富士山の永遠なる静と駿河湾に山脈のように寄せかえる黒潮の動、この静と動との調和した静岡県、そこには美しい自然が息づいている。その生命の営為はまことに微妙で、厳粛なものだ。そこには人間生命の尊厳を象徴するものにほかならない。私たちナースは生命を育て、譲り伸ばしてゆく重要な務めを担っている。これこそナイチンゲールの博愛・深い人間生命への愛の心に根ざしたものである。この理想を自覚し、信念を培い、受けついでゆく為に、生命愛の大切なことを心に刻みつけ、互いに協力して至上の目的に向かって進もう。これもまた極めて貴く、厳かな仕事なのである。

第2節 駿府城を中心として栄えてきた静岡市。政治、経済、学術、芸術あらゆる領域にわたって歴史があり、光彩ある伝統を形成してきた。この伝統をうけ、さらに新しい文化が一斉に花開いているところである。しかしその伝統を継承し、新しい文化を創造することは微妙なわざであり、厳粛なことなのだ。この文化創造の一翼をになうものが医療の世界である。私たちナースは、ナイチンゲールの精神にかんがみ、伝統を踏まえつつ、日に日に進歩する医療界の現実にあふれ、その向上に参加しようとしている。この使命の重要性を認識し、互いに協力して至上の目的実現を誓おう。これもまた極めて貴く、厳かな仕事である。

モチーフを要約すれば、

第1節では、人間の生命に対する愛情をナース精神の原点としている。

第2節では、医療の重要性の認識とそれに伴う覚悟を促したものである。

I 学校概要

- 1 学校の沿革
- 2 学校組織
- 3 学校施設及び校舎配置図

1 学校の沿革

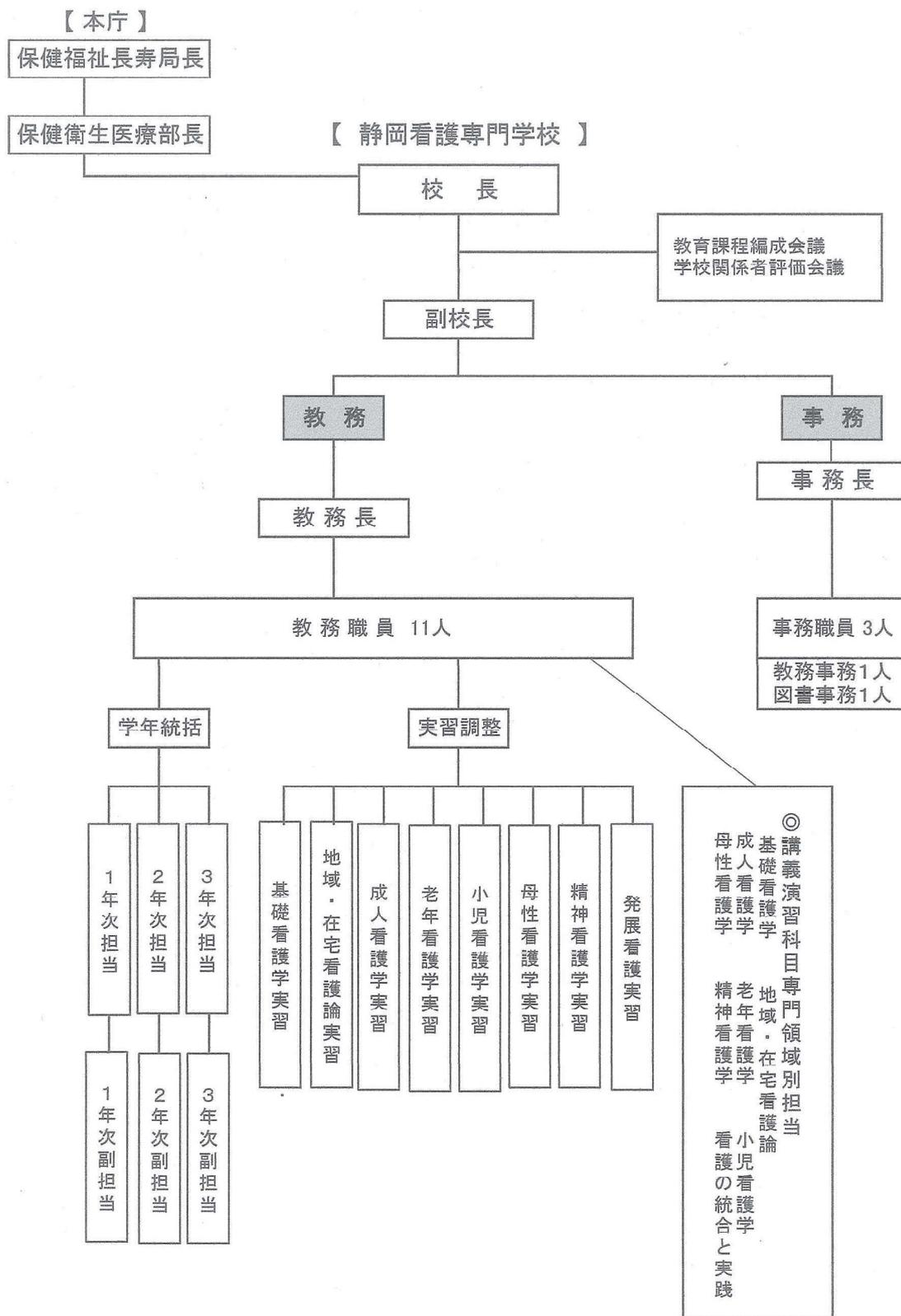
1 学校の設置目的

本校は1970年(昭和45年)静岡市内の看護職者の質の向上と充足を図ることを目的として静岡市に設置された専修学校である。

2 学校の沿革

昭和45年	3月10日	看護婦養成所指定認可
昭和45年	4月1日	仮校舎にて(市内曲金)静岡市立高等看護学院開校 修業年限3年 入学定員30人で発足
昭和46年	4月1日	仮校舎を静岡市立城内小学校に移転 定員を40人に改正
昭和46年	11月30日	新校舎完成(追手町中央保健所4・5階)
昭和51年	8月31日	看護専門課程認可
昭和51年	11月1日	静岡市立看護専門学校に名称変更
平成2年	4月1日	学則変更(新教育課程)
平成3年	7月1日	新校舎起工
平成5年	3月23日	新校舎落成(静岡市南八幡町8番1号へ移転)
平成5年	4月1日	1学年定員50人に改正
平成9年	4月1日	学則変更(新教育課程)定員40人に改正
平成12年	4月1日	学則変更(入学前の既修得単位の取り扱い)
平成13年	4月1日	学則変更(教育課程及び単位数の一部改正)
平成14年	3月1日	学則変更(看護師に名称変更)
平成15年	4月1日	清水市との合併により新静岡市となり校名を変更 「静岡市立静岡看護専門学校」に名称変更
平成15年	4月1日	学則変更(全文改正)
平成16年	4月1日	学則変更(既修得単位の取り扱い)
平成17年	4月1日	学則変更(政令指定都市に伴う住所変更)
平成21年	4月1日	学則変更(新教育課程改正)
平成25年	1月29日	学則変更(単位の認定)(会議)
平成28年	2月19日	専修学校専門課程「職業実践専門課程」認定
平成30年	4月1日	学則変更(入学の出願手続、様式変更等)
平成31年	4月1日	学則変更(清水校助産学科開設に伴う課程、学科等)
令和4年	4月1日	学則変更(新教育課程改正)

2 学校組織

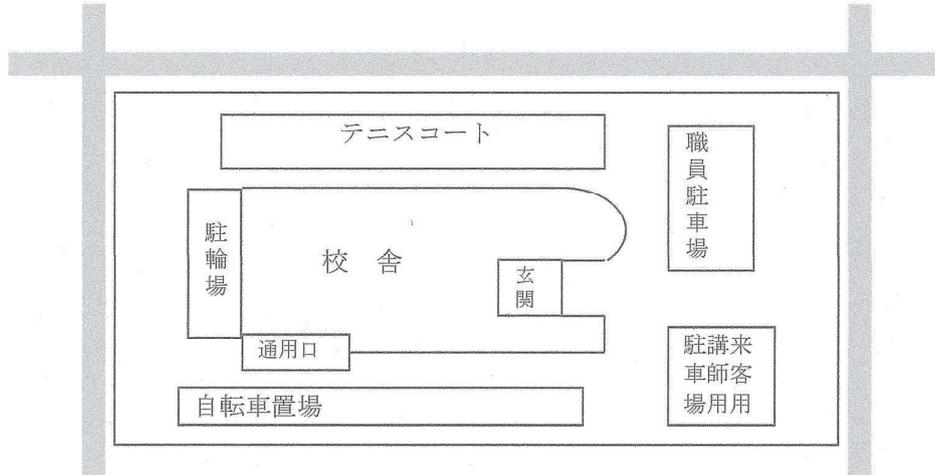


3 学校施設及び校舎配置図

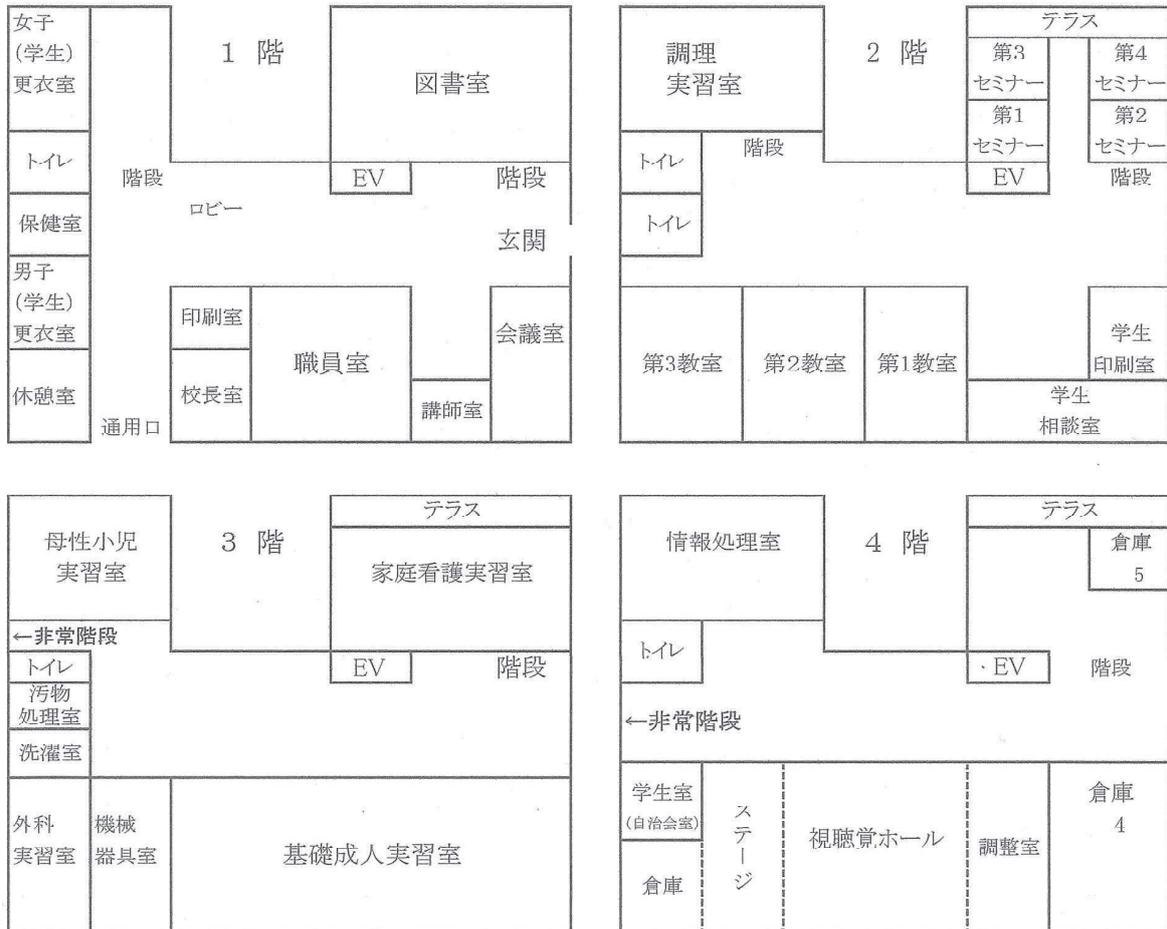
1 校舎見取り図

敷地面積 4338.35㎡
延面積 3934.29㎡

校舎 建築面積 1103.80㎡
自転車置場 89.77㎡



2 校舎配置



Ⅱ 教育課程

- 1 教育理念・教育目的・教育方針
年次別到達目標
- 2 学科履修科目
- 3 教育体系(授業科目の位置づけ)
- 4 教育内容とその解説
- 5 学校行事・課外活動

1 教育理念・教育目的・教育方針・年次別到達目標

< 教育理念 >

静岡市立看護専門学校の果たす役割は、地域の人々が安心・安全な暮らしをおくれるように、保健・医療・福祉をつなぎ、人々の健康な生活を支える看護職の養成です。

静岡市立静岡看護専門学校では、ナイチンゲール看護論を基盤に、地域をもとに広く社会に貢献できる、柔軟であたたかく思いやりのある看護実践者を育てます。

< 教育目的 >

人々がもつ健康のねがいに寄り添い、よりよい暮らしの実現に向けて看護の質を追究し続ける実践者を育成します。

< 教育方針 >

ディプロマポリシー

1. 人に対する深い理解のもと、多様な価値観を尊重した対人関係を築くことができる
2. 看護専門職者として、倫理観に基づいた責任ある行動がとれる
3. 看護の専門的思考を使い、その人のもてる力を最大限活かせるような看護実践ができる
4. 多様な人々と連携・協働できる基礎的能力を身につけている
5. よりよい看護をめざし、自己を成長させることができる

カリキュラムポリシー

ナイチンゲール看護論を基盤に、三重の関心—知的な関心・心のこもった人間的な関心・実践的技術的な関心—を注ぎ続け看護実践するための、教育課程の編成や学習内容および教育方法について当校の基本的な考え方を示します。

1. 教育課程は、段階的、効果的に学習できるように系統立て、かつ、学んだことを実践に活かせるような科目や学習内容を配置します。
2. 主体的に知識や技術を習得し、他者との対話の中で活用しながら実践したことを振り返り、さらに探究していける学習方法を取り入れています。
3. さまざまな人々と良好な人間関係を構築できる力を育むために、地域の人々とかかわることや学年を超えて学生間で学び合うことができる科目や教科外活動を取り入れています。
4. 看護専門職者としての倫理観やアイデンティティを高め、成長し続けるために、あらゆる機会ですべて自己を客観的にみつめ、表現することを大切にします。
5. 学修成果の評価は、授業科目のねらいや授業目標にあわせ筆記・技術試験・レポート・パフォーマンス課題などで適正な評価を行います。加えて、臨地実習においては到達度を可視化し、形成的評価を用いて自己教育力を育むとともに総合的な評価を行います。
6. 学修成果の評価および学生自らの授業への取り組みの主観的評価、学生における授業・卒業時アンケート結果、外部評価などを活用することで、教育方法の改善につなげていきます。

アドミッションポリシー

1. 看護師になりたいという、明らかな意思をもっている人
2. 周りに関心を向け、温かなところづかいができる人
3. 自分の考えをもち、それを表現できる人
4. 他者の考えに耳を傾ける姿勢のある人
5. 目標に向かって、努力できる人

教育課程を構成する主要概念

本校では教育課程を考えるにあたって「人間」「環境」「生活」「健康」「看護」「教育」の6つの主要概念を明確にしました。

- 人間は … 生から死への連続性のある過程をたどる生物としての存在であり、身体、思考、感情をもち常に成長発達している個別的な存在である。人間は環境と相互に作用しあい生きていく中で価値観が生まれ、生活を創造していく。また、人間は変化する環境に適応しようとし、よりよく生きようとする存在である。
- 環境とは … 人間を取り囲む自然環境と人間を中心に営まれる社会環境がある。環境と人間は相互に関連しあい、諸条件のなかで変化し続け、人間の生活に影響を与え、健康の保持増進、健康の回復に大きく影響する。
- 人間の生活は … 24時間の連続の繰り返しのリズムを持っており、人間の一生はその連続である。時の流れの中で、その人固有の生き方と生活習慣を作り出し、具体的な日常生活行動となって表れる。24時間周期のリズムを乱した生活を続けていると健康障害という状態に追い込まれる。
- 健康とは … 人としての尊厳や生活の質が冒されず、心身ともに調和がとれ、その人の持てる力を最大限に活用できている状態である。健康が障害された状態は、人間としての調和の乱れを自力で取り戻すことが一時的に困難になった状態である。
- 看護は … 生命の尊厳や基本的人権を尊重し、その人がよりよく生きていくことを健康の側面から支援することである。また、看護は人が人に対して行う行為であり、自分以外の人の立場になって判断し援助することであり、看護する者の看護観に基づいた実践である。
- 教育とは … 学生が体験を意味づけ、自己をつくりかえることを支援していく営みであり、人間としてよりよく生きるために、その人の主体性を意図的に引き出す働きである。学生は、自ら学ぼうとする姿勢を持ち、一人の人間として尊重される存在であり、学習の中で物事の意味づけをし、価値観や自己のパーソナリティの形成過程にある。
- 教師は、学生の個性を尊重し、主体的に行動できるように動機づけ、支援すると共に教師としての能力を向上させていくものである。教育は教師と学生一人ひとりが人間として育ちつつ、互いに人間として創りつくられていく教授—学習過程である。

＜年次別到達目標＞

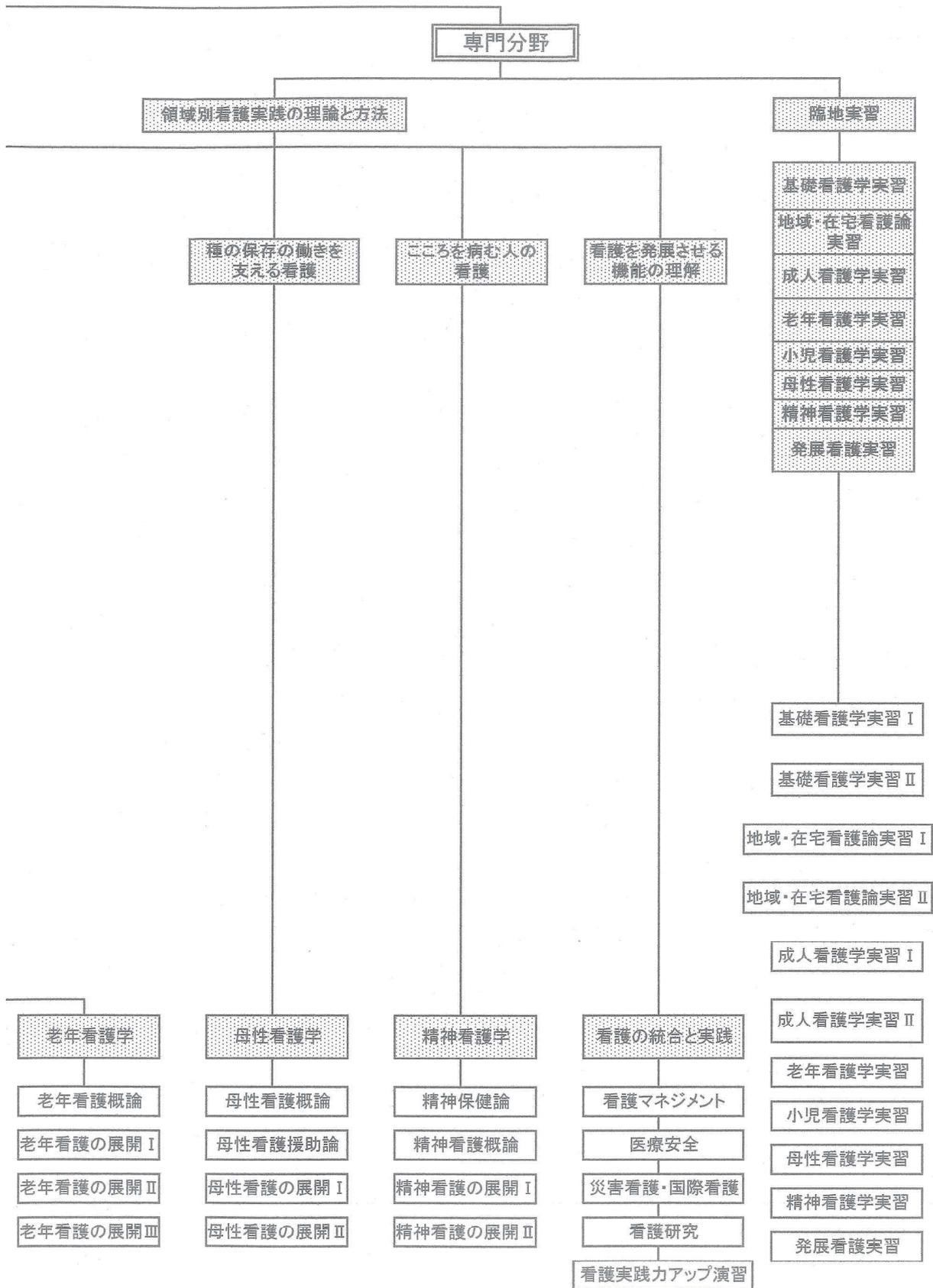
	1	2	3	4	5
ディプロマポリシー	人に対する深い理解のもと、多様な価値観を尊重した対人関係を築くことができる	看護専門職者として、倫理観に基づいた責任ある行動がとれる	看護の専門的思考を使い、その人のもてる力を最大限活かせるような看護実践ができる	多様な人々と連携・協働で基盤的能力を身につけている	よりよい看護をめざし、自己を成長させることができる
3年次到達目標	・常に他者を尊重し、相互作用の中で成長し合える関係を築く	・気がかりなことを発信し、周囲の人と共に考える ・看護師としての責任を自覚し、倫理観に基づいた行動をとる	・看護実践の省察を繰り返す、対象にとってよりよい看護を実践し続ける	・目的・目標を達成するために、周囲の人や状況に配慮しながら、自己の力をおしみなく発揮する	・自己の看護観を明確にし、卒業後の自分をイメージしながら成長し続ける
2年次到達目標	・自己の行動や自己の傾向を客観的に評価し、対人関係の中で活かせる		・“三重の関心”を注ぐ力を養い、必要な看護を導き出せる ・批判的思考をもって省察し、よりよい看護実践となるよう看護の視野を広げていく	・相手の役割・自己の役割を意識して、リーダーシップ・メンバーシップを発揮する	・自分がめざす看護師像を明らかにし、自己の成長のために変化する努力をする
1年次到達目標	・相手に関心をもち、主体的に相手の話を聴く ・多様な人とのかかわりの中で、自らの思いや考えを相手に伝えるように表現する ・相手の立場に立って考える習慣を身につける	・倫理的な行動とは何かを考え、看護学生としての倫理的な行動をとる ・情報を取り扱う責任を自覚し、信頼できる情報を得て、適切に扱う	・五感を使って観察し、周囲の人や環境の変化に気づける ・対象に合った看護実践をするために、原理原則に基づいた看護技術を身につける	・他者と協力して授業や行事に取り組み、互いに助け合い、学びあう	・自分のなりたい姿を描き、目標を立て、そこに向かって主体的に学ぶ ・健康について学び、自己の健康問題に関心をもつことで、自己をよい状態に保つ

2 学科履修科目

分野	授業科目	単位数	時間数	1年				2年				3年				
				前期		後期		前期		後期		前期		後期		
				単位数	時間数											
基礎分野	科学的思考の基盤	教育学	1	30	1	30										
		心理学	1	30		1	30									
		日本語表現	1	30	1	30										
		ものの見方・考え方	1	15							1	15				
		生物学	1	30	1	30										
	人間と生活、社会の理解	情報科学	1	30	1	30										
		健康とスポーツ	1	30		1	30									
		生命倫理学	1	15							1	15				
		家族社会学	1	30				1	30							
		暮らしと健康	1	20		1	20									
		外国語会話	1	30	1	30										
		英語	1	30				1	30							
		人間関係論	1	30				1	30							
		ピア・サポート論	1	15	1	15										
小計	14	365														
専門基礎分野	人体の構造と機能	解剖生理学Ⅰ	1	30	1	30										
		解剖生理学Ⅱ	1	30	1	30										
		解剖生理学Ⅲ	1	30	1	30										
		看護のための人間論	1	30	1	30										
		生化学	1	30	1	30										
	疾病の成り立ちと回復の促進	病理学	1	20		1	20									
		病態生理と治療Ⅰ	1	30		1	30									
		病態生理と治療Ⅱ	1	30		1	30									
		病態生理と治療Ⅲ	1	30		1	30									
		病態生理と治療Ⅳ	1	30				1	30							
		病態生理と治療Ⅴ	1	20					1	20						
		看護のための疾病論	1	30		1	30									
		微生物学	1	30		1	30									
		薬理学	1	30		1	30									
		臨床薬理学	1	15				1	15							
	健康支援と社会保障制度	看護サイエンス	1	15							1	15				
		保健医療論	1	15	1	15										
		栄養管理特論	1	30				1	30							
		社会福祉論Ⅰ	1	15		1	15									
		社会福祉論Ⅱ	1	30				1	30							
		法と関係法規	1	30							1	30				
		公衆衛生学	1	15									1	15		
小計	22	565														
専門分野	基礎看護学	看護の原理	1	30	1	30										
		看護のための認識論	1	15	1	15										
		看護の方法Ⅰ	1	30	1	30										
		看護の方法Ⅱ	1	30	1	30										
		看護の方法Ⅲ	1	20	1	20										
		看護の方法Ⅳ	1	30	1	30										
		看護の方法Ⅴ	1	30		1	30									
		看護の方法Ⅵ	1	30		1	30									
		看護の方法Ⅶ	1	30				1	30							
		看護基礎力アップ演習	1	15		1	15									
看護理論	1	15						1	15							

3 教育体系





4 教育内容とその解説

1. 基礎分野

★科学的思考の基盤

★ 人間と生活、社会の理解

科目	単位数 時間数	開講 時期	ねらい	学習内容
教育学	1 (30)	1年 前期	さまざまな困難をかかえる今日の教育問題を素材として、教育学の基本原理を歴史と思想の二つの視点から学び考えを深める。また、現在のこども・おとなをめぐる諸環境について、その起源を探りながら認識を深め、必要な基礎的知識の獲得と基本的資質の形成を図る。それらを自らの言葉で説明できる力を養う。	教育とは何か 人間とは何か 教育の必要性 発達への支援 教育と教育観 学校の役割 学校制度 教育目的 教育の方法 教授と学習過程 指導論 学力 教育評価 生涯学習 参加学習
心理学	1 (30)	1年 後期	人の体験と行動がどのような過程を経て生じるのか、それらにはどのような傾向や法則があるのか、その背景となるメカニズムや適応的な意義にはどのようなものが考えられているのか、など心理学の基本的な知識を習得する。	こころとは何か 科学的理解と共感的理解 感覚と知覚 記憶と想起 欲求と動機 葛藤とフラストレーション 学習と行動 認知発達 赤ちゃんの戦略 遊びと仲間 発達の危機 個性 知能 性格 文化 遺伝と環境 対人認知 集団と組織 ストレス 適応 心理検査とカウンセリング
日本語表現	1 (30)	1年 前期	種々の文章に触れながら、「ことば」の意味と機能を理解し、自己を表現する力を養う。	医療と言葉 言葉の発生と意義 日本語の特性 二重言語の演習 日本文化の特性 文章の論理 論文の作成 日本語と敬語法 文章表現法 コミュニケーションの方法と文書作成
ものの見方 ・考え方	1 (15)	3年 前期	見えないものを認識するにはどうしたらいいのか、どうすれば正しいことがわかるのか、どうやったら問題を解決できるのか…などについての認識論や組織論の科学的・哲学的な入門をする。	認識論、仮説実験論、組織論などを <具体的な体験>を通して、考え、 学んでいく。 2日間集中講義形式。
生物学	1 (30)	1年 前期	生物・生命現象の一般原理・概念や基礎用語について理解を深め、生物学の基礎力をつける。さらに、新たな医療技術や概念に接した際に、興味をもって理解し、自らも考えられる素養を培う。	種の多様性と系統的分類 細胞の特徴（細胞器官の構造と機能 細胞増殖） 性の決定と生殖細胞 受精 遺伝 発生工学と医学への応用

情報科学	1 (30)	1年 前期	コンピュータを使った実習を通じてデータ・情報の取得、処理及び伝達・表現方法、加えて情報倫理について学ぶ。さらに、看護実践に必要な情報を入手する力、看護に関わる情報を評価する力、情報を整理・分析し、表現する力を習得する。	コンピュータ・ハードウェアの基礎的な知識 データ・情報の取得方法 表計算ソフトによるデータ処理 文書処理・プレゼンテーションソフトを使った情報の伝達・表現方法 看護における情報と情報システム 情報と倫理
健康 とスポーツ (必修選択) ストレッチ 又は 球技	1 (30)	1年 後期	運動学習を通して自主性、協調性を養うと共に教室では得られない学生間の交流を活発にし、クラスづくりの基礎とする。また運動の楽しさを経験し、生涯にわたって運動する習慣の基礎を養う。健康に対する意識を高め、こころと体の健康を整える、セルフコントロールの力を養う。	健康とは何か 運動の必要性 バレーボール フットサル テニス ハンドソフト ドッジボール・コニホック スポーツマッサージ ストレッチングとは 自己体力診断 リラクゼーション
生命倫理学	1 (15)	3年 前期	生命と密接にかかわる医療をめぐる問題を切り口に、いろいろなものの見方(価値観、倫理観)を学び、考察する力を養う。	インフォームド・コンセント 生殖医療 終末期医療 医療資源の分配 人権 遺伝子をめぐる倫理問題 研究倫理
家族社会学	1 (30)	2年 前期	現代において、日本の家族が直面している問題を社会の変化に関連づけながら学習し、これからの家族関係や地域社会のあり方について考えていく。また、これまで抱えている家族イメージから離れ、家族をみる方法を修得し、家族と社会の実態についての理解を深めていく。	家族とは 社会変動と家族の変化 家族を理解するための理論 配偶者選択 産む・産まないということ 晩婚化・未婚化と少子化 性別社会役割分業と家族・社会 ドメスティックバイオレンス 離婚・再婚と家族 母親の子育て 父親の子育て 高齢者と家族 貧困と社会 これからの社会と家族
暮らしと健康	1 (20)	1年 後期	自立した生活者として社会で生活していくために必要な、かつ基礎的な家族関係、食生活、衣生活、社会通念としての一般常識を学ぶ。	家族生活の経営と管理 衣生活(衣服の役割と機能、TPOと衣服選択、管理) 食生活(食とは、食生活の変遷、健康と栄養、環境と食) 住生活(日本の住居の変遷、住まいの機能、生活と住まい)
外国語会話 (必修選択) 英会話 又は 中国語会話	1 (30)	1年 前期	これまでに習得した英語の基礎を活用し、英語文化の知識を身につける。また、他文化にふれながら、医療場面における基礎的コミュニケーション(英語・中国語)力を養う。	ネイティブ・スピーカーとの会話を通して、その国の文化・生活・風俗・風土を学ぶ。

英語	1 (30)	2年 前期	医学・医療の国際化とともに医療従事者の英語力の養成が求められている。看護学生に必要な基本的な英語の知識と医療・看護・福祉に関わる語彙、表現を身につけ、簡単な英文の理解、表現ができる力を身につける。	英語の基本的な発音、語彙、文法事項の確認 看護英語の表現・語彙の導入 医療現場におけるモデル会話とその演習 医療・看護・福祉に関する英文の講読
人間関係論	1 (30)	2年 前期	日常場面から看護場面に至る人間関係に纏わる人間の心理を概観し、理解を深め、円滑な人間関係を構築できるようなスキルを習得する。	人間の存在と人間関係 社会的相互作用と社会的役割 コミュニケーション 人間関係に関する理論と実践 人間関係向上へのスキル 看護における人間関係 ソーシャルサポート
ピア・サポート論	1 (15)	1年 前期	ワークを通じて自己理解、他者理解、相互理解を深め、良好な人間関係を構築する。傾聴・アサーショントレーニングを通じて対人援助の基本スキルを習得する。問題解決スキル、対立解消スキルを学び、他者を支援する実践力を習得する。	人間関係づくり 人権 くり返しの技法と要約の技法 上手な頼み方・断り方 傾聴技法 質問技法 上手な伝え方 問題解決スキル 自分のこころの癖を知る 感情コントロールの方法

2. 専門基礎分野

★人体の構造と機能

★疾病の成り立ちと回復の促進

科目	単位数 時間数	開講 時期	ねらい	学習内容
解剖生理学Ⅰ	1 (30)	1年 前期	人体の構造と機能に関する基礎的知識を学び、健康な生活を営むための生命維持過程や生理的過程を系統的に理解する。	皮膚感覚 体温と調節 目の構造と視覚 聴・平衡・嗅覚 咽喉 神経系 骨格と筋肉
解剖生理学Ⅱ	1 (30)	1年 前期		呼吸器と呼吸 血液循環とその調節 血液と生体防御機構 腎臓・体液の調整
解剖生理学Ⅲ	1 (30)	1年 前期		口の構造と機能 消化・吸収・栄養・代謝 内分泌 自律神経 ホルモン分泌調整 女性生殖器 受精と発生 男性生殖器 生殖機能 排尿器 排尿

看護のための 人間論	1 (30)	1年 前期	看護の対象である人間の健康のよい状態に注目する。健康のよい状態で生活する人間本来の姿を描きながら、人間はどのようにしていきいきと生活しているのか、既習の知識を活用しながら解いていく。	看護のための人間論 人間の生命力（代謝） 恒常性の維持（内部環境）と細胞の代謝を維持する生活 生命誕生（人の再生産） 口腔から肛門まで（食と排泄） 胸部（生命の源） 腹部（内部環境の働き）
生化学	1 (30)	1年 前期	人間の生命現象を化学的に解明する学問である。生化学を学ぶことにより、人間のからだはどのように維持されているか、各種臓器の機能がどのように調節されているか、さらにいかにして病気になるかを考えていく。	生化学を学ぶための化学の知識 細胞 タンパク質・糖質・脂質 体液・pH 核酸・遺伝子 遺伝子診断 酵素 ビタミン 糖質代謝 脂質代謝 血糖の調整 アミノ酸代謝・核酸代謝 ホルモン ミネラル ホメオスタシス
病理学	1 (20)	1年 後期	病理学を通して、疾患の形態学的な変化を学び、基本的な病気を理解する。	病理学総論 病理検査法 病理学各論；主要な疾患
病態生理と 治療Ⅰ	1 (30)	1年 後期	人間の健康障害を引き起こす疾病について原因・診断・治療法の基礎知識を学び、対象の病態理解に役立てる。	外界と個の不応現象による障害 （皮膚疾患・耳鼻咽喉科疾患・眼疾患） 人間を統合する働きの障害 （脳神経疾患） 行動範囲を拡大する働きの障害 生活をつくり出す働きの障害 （運動器疾患）
病態生理と 治療Ⅱ	1 (30)	1年 後期		統一体を支える血液の破綻による障害 （血液、造血器疾患・膠原病・アレルギー疾患） 生命を維持する働きの障害 （呼吸器疾患・循環器疾患）
病態生理と 治療Ⅲ	1 (30)	1年 後期		食物を消化吸収する働きの障害 （口腔疾患・消化器疾患） 内部環境を維持する働きの障害 （内分泌疾患・腎泌尿器疾患）
病態生理と 治療Ⅳ	1 (30)	2年 前期		生命の連続性を維持する働きの障害 （女性生殖器疾患・周産期異常） 小児期における健康障害
病態生理と 治療Ⅴ	1 (20)	2年 後期		人間を統合する脳の働きの障害 （精神疾患）

看護のための 疾病論	1 (30)	1年 後期	看護することにつながる病気のとらえ方ができるようにするための科目である。健康のよい状態から病気への変化のプロセスの理解を深め、対象のどのような生活が、健康状態の変化につながったのかを理解する。さらに、生活との関連において観察し、生命力を脅かすものを発見して、生活過程をととのえる方向性を見出せるような病気のとらえ方を習得する。	病気のみつめ方 病気の特性 毒され群の病気 衰え群の病気 相互影響群の病気
微生物学	1 (30)	1年 後期	感染症の原因となる病原微生物の種類と性質を理解し、感染防御の方法を理解する。感染症の現状と対策を学ぶ。	微生物学概論 細菌 真菌 ウイルス真菌、原虫および寄生虫 感染と感染症 感染経路 生体防御機能 (自然免疫・獲得免疫) 感染症予防/消毒・滅菌 感染症の検査と治療 感染症の現状と対策
薬理学	1 (30)	1年 後期	薬を使用した時、からだの中でどのような作用、副反応を及ぼすか、またある効果を期待する時、そのような作用の薬を使用すればよいのかについて学ぶことで、薬に対する基礎知識を養う。	薬理学総論 抗感染症薬 抗がん薬 免疫治療薬 抗アレルギー薬 抗炎症薬 抹消での神経活動に作用する薬物 中枢神経系に作用する薬物 心臓・血管系に作用する薬物 呼吸器・消化器・生殖器系に作用する薬物 物質代謝に作用する薬物
臨床薬理学	1 (15)	2年 前期	薬理学で学んだ薬の知識を、実際に臨床現場で適応していくために必要な知識を学ぶ。	薬物治療の基礎 対症療法薬 循環器疾患、呼吸器疾患の薬 消化器疾患、腎臓疾患、内分泌代謝疾患の薬 整形領域疾患、神経疾患、精神疾患の薬 循環動態薬、輸液、インスリン注射 抗精神病薬、抗菌薬、ステロイド薬
看護サイエンス	1 (15)	3年 前期	看護と物理学の関係をj知ることjで、より安全で安楽な看護を提供したり、医療事故を予防することにつながる。ここでは、看護における「力学」と「圧力のエビデンス」を理解する。	力学（力の加減、作用・反作用の法則、摩擦、トルク） 圧力（血圧測定jの原理と血圧値の意味、酸素ポンベの圧力と時間jの関係、真空採血、低圧持続吸引jの原理）、熱現象

★健康支援と社会保障制度

科 目	単位数 時間数	開講 時期	ねらい	学習内容
保健医療論	1 (15)	1年 前期	現代の医療の制度とそれに伴う問題について学ぶ。	疾病とは何か 治療とは何か 現代の日本の社会保障、医療保険 日本の医療の現状と国民の意識 日本の医療の問題点 医療者の役割 医療安全 医の倫理
栄養管理特論	1 (30)	2年 前期	チーム医療を基本とした栄養管理について基礎的知識を学び、関係する職種の役割を理解する。	栄養素の栄養的役割 健康と食物 保健・医療・福祉の場における栄養 食事療法 栄養状態の評価・判定 栄養ケア・マネジメント NSTにおける各職種の役割 栄養補給法 疾患別食事療法の実際
社会福祉論Ⅰ (社会保障と 制度)	1 (15)	1年 後期	社会福祉、社会保障のしくみや特徴について基礎的な知識を理解する	社会保障と社会福祉 医療保険制度 地域医療構想 介護保険制度 生活保護法 障害者福祉 児童福祉 地域福祉
社会福祉論Ⅱ (社会福祉 の実際)	1 (30)	2年 前期	保健・医療・福祉・介護などにかかわる様々な制度、サービスの現状と課題を学び、具体的な事例を通して理解を深める	障害者福祉 高齢者福祉 権利擁護と成年後見 地域包括ケアシステム 多職種連携 福祉コミュニティ 福祉・介護人材 地域共生社会
法と関係法規	1 (30)	3年 前期	国民と法律の重要性について学び、看護職の身分や業務に関わる法を理解する。又、国民の健康生活を維持向上するために必要な法令について学ぶ。	社会生活 法の体系と責任 保健医療と法 医事法規 保健衛生法規 生活衛生法規 薬事法規 医療保障
公衆衛生学	1 (15)	3年 後期	公衆衛生の目的は、人々の生活の質(QOL)を向上させるために、社会全体で人々の健康の維持・増進のための仕組みを構築することである。その考え方の基礎となる科学的根拠と、その応用としての様々な対策(政策や計画)を理解する。	公衆衛生の概要 人口動態統計 健康の指標 疫学 感染症 地域保健 環境保健 母子保健 障害児・者保健 難病保健 歯科保健 学校保健 産業保健 国際保健

3. 専門分野

★看護実践の理論と方法

科目	単位数 時間数	開講 時期	ねらい	学習内容
基礎看護学	11 (275)		看護の専門性を理解し、看護実践するための基礎的能力を養う。看護の視点での人間のみつめ方、看護実践の理論と方法を学ぶ。	
看護の原理	1 (30)	1年 前期	ナイチンゲール看護論を使って看護の主要な概念を理解する。看護の歴史の変遷をたどると共に、看護独自の機能と役割、看護師としての倫理について学ぶ。地域包括ケアシステムにおける位置づけ、看護の方向性について考える。	看護の基本概念 看護における倫理 看護学生としての倫理 看護の変遷 ナイチンゲール看護論の理解 (目的論・方法論・対象論) 看護の独自性・看護職の役割
看護のための 認識論	1 (15)	1年 全期	人間には認識があり、認識発展の法則には”のぼり”、”おり”、”横ばい”があることを学ぶ。さらに、日常生活の中で起きている事象、現象を構造的、過程的に捉え、立場の変換を意図的に行うことを学び、看護実践を発展させるための対人関係の基礎を学ぶ。これらの学びを学習や日常生活の中で活用できる力を養う。	認識とは 看護と認識論の繋がりと考え方の基盤となるモデル図の紹介 認識発展の法則 観念的二重化
看護の方法Ⅰ	1 (30)	1年 前期	看護実践する上で共通する基本技術を身につける。看護における観察の意義や方法を理解し、バイタルサインを正確に測定できる技術を身につける。対象とのかかわりを看護に発展できるようにコミュニケーションを学ぶ。観察やコミュニケーションで得られた情報を整理、共有するために記録について学ぶ。	観察とは 観察方法 看護のコミュニケーション技術 バイタルサイン意義、測定方法 記録の意義
看護の方法Ⅱ	1 (30)	1年 全期	看護を学んでいくために必要な、自分の頭の使い方と自分のみつめ方を理解し、学習に活用する。根拠のある主体的な看護実践ができるための思考(=看護になるための思考の道筋)を身につける。看護実践の方法論(三重の関心を注ぐ)である看護過程の展開技術を学ぶ。	振り返りとは 看護の学び方 看護過程の展開技術
看護の方法Ⅲ	1 (20)	1年 前期	人間が健康な生活を営む上での、生活環境の意義を理解し、生活環境の看護の視点、基本技術を身につける。また感染予防の技術を正しく実践できる基本技術を身につける。	生活環境の必要条件 病床環境の整備 ベッドメイキング シーツ交換 感染予防の意義、方法 標準予防策

看護の方法Ⅳ	1 (30)	1年 前期	人間が健康な生活を営む上で、運動と休息のバランスをととのえることの意義を理解し、運動と休息の看護の視点、基本技術を身につける。	運動と休息のバランスをととのえる 運動の必要条件 廃用症候群 人間の自然な動き ポディメカニクス 体位交換 ストレッチャー車椅子移乗 休息の必要条件 リラクゼーション 足浴 ハンドマッサージ
看護の方法Ⅴ	1 (30)	1年 後期	人間が健康な生活を営む上での、清潔、衣生活の意義を理解し、清潔、衣生活の看護の視点、基本技術を身につける。	清潔、衣生活の必要条件 全身清拭 寝衣交換 輸液をしている人の寝衣交換 洗髪 口腔ケア 整容
看護の方法Ⅵ	1 (30)	1年 後期	人間が健康な生活を営む上で、食と排泄のバランスをととのえることの意義を理解し、食と排泄の看護の視点、基本技術を身につける。	食と排泄のバランスをととのえる 食の必要条件 食事介助 経管栄養 排泄の必要条件 自然排泄を促す援助 排尿異常のある人の援助 排便異常のある人の援助 浣腸
看護の方法Ⅶ	1 (30)	2年 前期	看護者は患者にとって必要な診療が安全かつ効果的に行われるための基本技術の実施と共に、その患者の生活をととのえることが必要である。診療を受ける人を支える看護の視点と、医療者としての倫理観に基づいた安全かつ正確な基本技術を学ぶ。	診療時の看護 滅菌物の取り扱い 一時的導尿 注射法 皮下注射 筋肉内注射 静脈内注射 点滴静脈内注射 検査時の看護 静脈血採血 酸素吸入療法 包帯法
看護基礎力 アップ演習	1 (15)	1年 後期	対象の状態、状況をイメージし、対象に必要な援助を考え、学んだ基本技術を使って実施する。対象に合わせた援助を行うために必要な看護の視点や技術の応用を学ぶ。	排泄時の看護 発熱時の看護 苦痛の緩和・安楽への援助 事例に合わせて実技演習
看護理論	1 (15)	2年 後期	代表的な看護理論を文献検索・文献研究の方法を体験しながら、主要な概念と定義について理解する。理論を使い自己の看護実践をみつめなおし、代表的な理論の理解を深める。	看護理論発展の背景 代表的看護理論の理解 看護における文献検索・文献講読
地域・ 在宅看護論	7 (135)		地域の人々や家族が暮らす地域に出向き、そこで暮らす人々と触れ合うことで、人々の思いや価値観、生活の仕方、地域の特性を知る。そこから、地域包括ケアシステムの中で、地域の人々と家族が健康な暮らしを継続するための環境や看護について考えていく。また、住み慣れた地域や在宅で最期まで暮らしていくことを支えるための看護を学び、多様な人々と連携・協働し切れ目ない支援をしていくための基礎的能力を身につけていく。	

地域と暮らしを知る演習Ⅰ	1 (15)	1年 前期	駿河共生地区でフィールドワークを行う。実際に地域を肌で感じたり、地域で暮らす人々とのかかわりを通して、地域特性を理解するとともに暮らしについて理解を深める	地域・在宅看護論とは その対象 駿河共生地区のフィールドワーク 地域で暮らす人々との交流と理解 地域特性と暮らしのつながり
地域と暮らしを知る演習Ⅱ	1 (20)	1年 後期	静岡市の施設に出向きフィールドワークを通して、人々の健康な暮らしを支える視点から考えることで、どのように人々の健康な暮らしを支えているのか、地域で健康に暮らし続けるためにはどのように支援したらよいか考える。また、地域包括ケアシステムの構成要素やしぐみを結び付けて理解する。	地域包括ケアシステム (自助・互助・共助・公助) 人々の生活環境が暮らしや健康に与える影響 地域における防災 多職種連携ワーク
家族の理解と看護	1 (15)	2年 前期	複雑かつ多様な家族の在り方を理解し、家族の持つ力を引き出すことで家族全体の機能が発揮できる看護を学ぶ。	家族看護とは 家族看護の実際 子育て世代の家族看護 障害児の家族看護 がん患者の家族看護 認知症者の家族看護 家族を看護すること
地域・在宅看護の展開Ⅰ	1 (30)	2年 後期	療養者（児）や家族の生きてきた過程や価値観を尊重しながら、生活環境を整えることで、療養者と家族のセルフマネジメント機能の向上をめざし、療養者と家族がより安全で安楽に暮らすための生活援助を学ぶ。入退院支援、外来看護の実際から継続看護について考え、地域医療や地域保健活動の実際を学び、在宅で暮らし続けるための支援について考える。	ケアマネジメント 在宅療養生活を支える訪問看護 在宅での生活援助技術 (移動・入浴介助・シャワー浴・排泄援助・排便・与薬) 継続看護 退院支援・退院調整 多職種連携ワーク
地域・在宅看護の展開Ⅱ	2 (40)	3年 前期	療養者とその家族が必要な医療的ケアを生活の中に取り入れ、「自分らしい」療養生活を安心して過ごせるための看護について学ぶ。「自分らしい」療養生活を支えるための様々な場面での意思決定を支える支援や、リスクマネジメント、最期まで生ききることを支える看護について学ぶ。	医療的ケアの実際と看護（在宅酸素療法、吸引、体位ドレナージ・在宅人工呼吸療法・安楽に過ごせるためのケア）リスクマネジメント 倫理的ジレンマ 意思決定支援 人生の最終段階における看護 多職種連携ワーク
地域・在宅看護の探求	1 (15)	3年 後期	地域・在宅看護論の統合として、訪問看護師の立場で地域で暮らす人々への支援を考えていく。そこから、地域包括ケアシステムを推進していく看護師として、新たな支援を考えるとともに自分がどうなったらよいか探究していく。	地域で暮らす人（小児期・成人期・老年期）の介入時期に合わせた看護 新たな支援の探究 地域包括ケアシステムにおける自己の探究

成人看護学	6単位 (155)		さまざまな健康障害をもち、さまざまな健康の段階にある成人期の対象、およびその家族に対し療養生活を支えるための看護援助について学ぶ。健康障害とその治療、健康の段階、成人期の特徴を踏まえた統合的な判断、およびそれに基づく援助方法を学ぶ。事例をとおして実際の臨床場面を想定しながら思考過程を強化し、シミュレーション学習を活用しながら看護の実際を学ぶ。
成人看護概論	1 (15)	1年 後期	成人期から老年期に続く変化の過程を‘人間の発達過程’と捉える事ができ、成人期にみられる健康問題を生活に焦点を当て理解する。 ライフサイクルと看護 成人各期の特徴と保健問題 ストレスと健康生活 成人学習者の特徴 成人の健康教育・患者教育
成人看護 の展開Ⅰ	1 (30)	2年 前期	さまざまな健康障害をもちさまざまな健康の段階にある事例をとおして、成人期の特徴を踏まえた統合的な判断およびそれに基づく看護援助を学ぶ。 1) 外界と個の不応現象による障害患者の看護 2) 統一体を支える血液の破壊による障害患者の看護 3) 人間を統合する脳の働きの障害患者の看護 4) 生命を維持する働きの障害患者の看護 5) 食事を消化・吸収する働きの障害患者の看護 6) 内部環境を維持する働きの障害患者の看護 7) 行動範囲を拡大する働きの障害患者の看護 8) 生活をつくり出す働きの障害患者の看護 9) 生命の連続性を維持する働きの障害患者の看護
成人看護 の展開Ⅱ	1 (30)	2年 前期	
成人看護 の展開Ⅲ	1 (30)	2年 前期	
成人看護 の展開Ⅳ	1 (30)	2年 後期	
成人看護 学習支援演習	1 (20)	2年 後期	事例に対する指導案の作成を通して、様々な役割をもちながら成人期を生きる人の生活の再構築に向けた支援の基本的姿勢を学ぶ。また、1年生への学習支援を通して自己をも振り返りながら成人学習者の理解を深め、その支援の方法を学ぶ。 1) 事例を使って健康障害をもち退院する人の生活を再構築するための指導案を考え実施する 2) 1年生と共に、事例に対するより良い看護の方法を具体的に考え、1年生の力で看護援助ができるよう支援する
老年看護学	4単位 (105)		複数の健康障害をもち、さまざまな健康の段階にある老年期の対象、およびその家族に対する療養生活を支えるための看護援助について学ぶ。健康障害とその治療、健康の段階、老年期の特徴を踏まえた統合的な判断、およびそれに基づく援助方法を学ぶ。事例をとおして実際の臨床場面を想定しながら思考過程を強化し、シミュレーション学習を活用し看護の実際を学ぶ。

老年看護概論	1 (15)	1年 後期	人間の一生の中で老年期とはどういう時期なのか、老年期の生理的、心理的、社会的特徴を理解する。よりよい人生の終末を迎えるための意思決定や高齢者のQOLを支援するための看護の役割を学ぶ。	高齢者の人生を知ろう 老年期の特徴と健康問題 高齢者を取り巻く社会・ 権利擁護について 人生の最期をどう迎えるか
老年看護 の展開Ⅰ	1 (30)	2年 前期	さまざまな健康障害をもちさまざまな健康の段階にある事例をとおして、老年期の特徴を踏まえた統合的な判断およびそれに基づく看護援助を学ぶ。	1) 外界と個の不応現現象による障害患者の看護 2) 統一体を支える血液の破壊による障害患者の看護 3) 人間を統合する脳の働きの障害患者の看護 4) 生命を維持する働きの障害患者の看護 5) 食事を消化・吸収する働きの障害患者の看護 6) 内部環境を維持する働きの障害患者の看護 7) 行動範囲を拡大する働きの障害患者の看護 8) 生活をつくり出す働きの障害患者の看護
老年看護 の展開Ⅱ	1 (30)	2年 後期		
老年看護 の展開Ⅲ	1 (30)	2年 後期		
小児看護学	4 (95)		発達途上にあるすべての小児の健康をみまもり、発達を支援していくことで小児が健やかに育まれるための看護を学ぶ。	
小児看護概論	1 (20)	1年 後期	こどもは社会にとってどのような存在か、また小児看護ではなぜこどもの成長・発達を学ぶ必要があるのかがわかる。	私のライフヒストリー 小児と家族の諸統計 小児の成長発達（新生児期・乳児期、幼児期、学童期・思春期） 日常生活行動の獲得に向けた支援 小児と遊び 子どもの権利条約 子どもの健康を守る法律
小児看護 援助論	1 (15)	2年 前期	病気や障がいのある小児や家族の思いがわかり、受診や入院・治療がもたらす影響にはどのようなことがあるのかがわかる。	外来における小児と家族の理解 入院している小児と家族の理解 小児とのコミュニケーション プレイ・プレパレーション 障がいのある小児と家族への理解

小児看護 の展開 I	1 (30)	2年 後期	小児期の特徴や健康障害の特徴から、看護者としてどのような視点で小児や家族とかがかわればよいか分かる。	1) 外界と個の不応現象による障害患者の看護 2) 統一体を支える血液の破壊による障害患者の看護 3) 人間を統合する脳の働きの障害患者の看護 4) 生命を維持する働きの障害患者の看護 5) 食事を消化・吸収する働きの障害患者の看護 6) 内部環境を維持する働きの障害患者の看護 7) 行動範囲を拡大する働きの障害患者の看護 8) 生活をつくり出す働きの障害患者の看護 9) 生命の連続性を維持する働きの障害患者の看護 小児に必要な看護技術(演習)
小児看護 の展開 II	1 (30)	3年 前期	小児期の特徴や健康障害の特徴をふまえて看護実践者として小児や家族とどのようにかわるかがわかる。	4) 生命を維持する働きの障害患者の看護 6) 内部環境を維持する働きの障害患者の看護 9) 生命の連続性を維持する働きの障害患者の看護 実践トレーニング ・バイタルサインシミュレーション ・危険予知トレーニング 終末期の小児と家族への看護
母性看護学	4 (95)		看護専門職として“生”と“性”の多様性を尊重する姿勢を学ぶとともに、種の保存を含め、一生を通じて女性の性機能が最大限に発揮できるよう支援する基礎的能力を養う。	
母性看護概論	1 (15)	1年 後期	現代社会における性の多様性と、母子を取り巻く環境を理解し、母性看護の対象と看護の役割について学ぶ。	母性、父性、親性 人間の性 女性のライフサイクル(思春期・成熟期・更年期・老年期)の身体的・心理的・社会的変化 母子保健に関する施策、社会の動向、法律 母性看護の役割
母性看護 援助論	1 (30)	2年 前期	女性のライフサイクル各期において、女性がより健康に過ごしていくための看護について学ぶ。	女性のライフサイクル各期における健康支援(思春期・成熟期・更年期・老年期) 起こりやすい健康障害と看護 マタニティサイクルにおける生理的変化・心理社会的変化(妊娠期・分娩期・産褥期・新生児期)
母性看護 の展開 I	1 (30)	2年 後期	マタニティサイクル各期において、母子がともによりよい経過をたどるための看護について学ぶ。	マタニティサイクル各期における看護(妊娠期・分娩期・産褥期・新生児期) 地域における母子保健サービスの実際

母性看護 の展開Ⅱ	1 (20)	3年 前期	女性の性の健康を支える看護について学びを深め、母性看護における看護の役割について、自己の考えを明らかにする。	マタニティサイクルにおける異常時の看護 マタニティサイクルにおける看護の役割 女性の性の健康支援
精神看護学	4 (90)		人間理解をもと、現代社会における「こころ」の健康問題に関して適切な看護援助ができるための基礎的能力を養う。さらに、障がいがある人もない人も互いに認めあう地域共生社会について考える。	
精神保健論	1 (30)	2年 前期	保健と福祉の結びつきが高まっている看護実践におけるこころのケアについて、理論的・実践的な諸問題について理解する。	精神障害と精神保健の考え方 こころのモデル メンタルヘルスの課題／各論 精神保健福祉の歴史と課題 入院患者の処遇と人権擁護 精神看護ケアの倫理
精神看護概論	1 (15)	2年 後期	精神看護の基本的な考え方とこころを病む人の現実的な問題や生きにくさを理解する。また実践的なこころをケアする方法論について学ぶ。	精神看護の基本概念 精神科看護の特徴 看護援助方法論の枠組み ・対人関係論・セルフケア論・看護場面の再構成・プロセスレコード リエゾン精神看護 看護における感情労働と看護師のメンタルヘルス
精神看護 の展開Ⅰ	1 (30)	3年 前期	さまざまな精神症状と看護を理解しながら、演習を通して精神科看護の技術を体感的に学ぶことで、より実践的な力を身につける。	精神症状と看護 治療過程における看護 精神医療における看護管理 医療観察法における看護の実際 精神科看護の技術 ・精神状態を観察する技術・治療的コミュニケーション・ロールプレイ・プロセスレコード・抑制体験・SST体験 統合失調症の事例展開
精神看護 の展開Ⅱ	1 (15)	3年 前期	こころを病む人が、地域の一員として人とつながりながら、その人らしく生きることができるとして社会について考えていく。	精神障がい者を支える家族 地域における精神看護 精神看護における課題と展望

看護 マネジメント	1 (15)	3年 後期	看護職の役割を自覚し、組織の一員としてリーダーシップ・メンバーシップを発揮できる基礎的能力を身につける。経営的視点を含めたマネジメント方法、管理的思考を養う。看護職の倫理観に基づき実践できるよう、倫理的ジレンマへの対処も学ぶ。	看護管理の概念・プロセス 看護ケアのマネジメント、看護サービスのマネジメント 病院組織の基本的構造 看護職の職業倫理
医療安全	1 (15)	3年 後期	医療現場における危険を予測する力、緊急・突発要件発生時に安全な看護を提供できる判断力や対応を身につける。	医療安全を学ぶことの意義 法的責務 KYT演習 組織における医療安全対策の実際 感染対策の実際
災害看護・ 国際看護	2 (40)	3年 前期	災害という特殊な状況の中で、人々の生命や健康生活を支えるために災害看護の役割を理解し、救護活動ができる基礎的知識や技術を身につける。国際社会において諸外国との協力のあり方を考える。	災害の種類と災害サイクル 災害医療の基本 災害の実際と看護活動 災害拠点病院 トリアージ訓練 一次救命処置演習 こころのケア 国際協力のしくみ 異文化の理解と共生
看護研究	2 (40)	3年 前期	看護研究の意義・方法を学ぶ。実践した看護を事例研究としてまとめることで、看護について考え自らの看護観を深める。	看護研究の意義 看護実践と看護研究 事例研究、文献検討の意義 事例研究により、自らの看護実践の振り返りと分析、文献検討を行い、看護について考察する
看護実践力 アップ演習	1 (20)	3年 後期	看護基礎教育における看護技術の総合的な評価として、臨床現場に即した複合的な援助技術を必要とする場面を設定し、対象への個別的な援助の判断と技術を評価する。	事例に対する看護実践 ・対象理解と看護計画 ・臨床判断 ・シミュレーションによる看護実践 ・リフレクション

★臨地実習

科目	単位数 時間数	開講 時期	ねらい
基礎看護学 実習Ⅰ	1 (45)	1年 前期	看護を必要としている対象の療養生活やそこで行われている看護活動を学ぶ。体験を通して、看護学生としての姿勢・態度を身につける。
基礎看護学 実習Ⅱ	2 (90)	1年 後期	看護の視点で受け持ち患者をみつめ、必要な看護援助を実践するための方法を学ぶ。実習での経験から自己の看護に対する考えを明らかにする。患者との援助場面を通して看護専門職者としての姿勢・態度を養う。
地域・在宅 看護論実習Ⅰ	2 (90)	2年 前期	地域で暮らす人々の健康の保持増進、疾病予防の看護活動に参加することで、地域の人々が健康な暮らしを継続していくための看護を学ぶ。
地域・在宅 看護論実習Ⅱ	2 (90)	3年 後期	療養者や家族が住み慣れた地域や在宅で、最期までその人らしく暮らし続けていくことを支援するための看護を学ぶ。
成人老年看護学実習			対象と自然な人間関係を成立させ、科学的看護論に基づき身体、心理、社会的側面から統合した一人の生活者として対象を理解し、その人に合わせた看護を実践する基礎的能力を身につける。健康の段階に応じ、対象のもてる力を引き出すように支援する力を身につける。
成人看護学 実習Ⅰ	2 (90)	2年 前期	慢性的経過をたどる健康障害をもつ対象と関係性をつくり、対象の健康の段階に合わせた看護を学ぶ。
成人看護学 実習Ⅱ	2 (90)	2年 後期	手術療法を必要とする健康障害をもつ対象と関係性をつくり、対象の健康の段階に合わせた看護を学ぶ。
老年看護学 実習	3 (135)	2年 後期	複数の健康障害をもち、加齢に伴う身体機能の低下のある老年期の対象が、その人らしく生きるための看護を学ぶ。
小児看護学 実習	2 (90)	3年 前期	社会生活の基盤を形成する小児期の特徴を理解し、その子の強みに働きかける看護援助の基本を学ぶ。
母性看護学 実習	2 (90)	3年 前期	マタニティサイクルにある母子とのかかわりを通して、妊婦・産婦・褥婦・新生児の生理的経過を理解し、人々がより健康に生まれ育つための看護の基本を学ぶ。
精神看護学 実習	2 (90)	3年 前期	こころを病む人へのかかわりを通して、病気の成り立ちやこころの働きを理解し、人間関係を基盤とする看護の基本を学ぶ。
発展看護実習	3 (135)	3年 後期	臨床の実務に即し、より質の高い看護を実践し、看護を発展させる基礎的能力を養う。

5 学校行事・課外活動

○学校行事

項目	時間数	内容
入学式 卒業式	2 2	入学を認め、本校の学生としての自覚を芽生えさせる機会とする。 本校の所定の教育課程を修了したことを認め、専門職業人として歩んでいく自覚をもつ機会とする。
看学祭準備 看学祭	4 8	地域の人々と交流する機会とするとともに、日頃の学習成果を発表し、広く社会にアピールする。全学年が一つの目標に向かって行動する過程で、学生間の交流をはかり、主体性や計画性、他者に働きかける力を養う。
講演会 特別講義	2 2	講演や特別講義を聴くことで、自己をみつめ、人生や看護についての考えを深める。
静看スポーツ祭	4	スポーツを通して、学生間や教職員との交流をはかり親睦を深める。
防火・防災訓練	3	火災などの未然防止と地震発生時の被害の軽減、及び人命の安全確保を目的とする避難訓練・消火訓練を年1回実施する。
健康診断	4	個々の健康状態を知ることにより、自己の日常生活を振り返り、健康管理の意識を高める。

○キャリア形成

履修ガイダンス 1年 2年 3年	30 8 8	本校のカリキュラム全体を理解し、主体的に学んでいけるよう、どのような目標に向かって、どのように学習していけばよいのか知る。
看護の方法ガイダンス	2	看護の方法を学んでいく上での姿勢や方法を知り、効果的に学んでいくための意識を高める。
就職説明会 1年 2年	4 4	病院の特色や説明を受けることで、進路選択のための情報を得る。
特別セミナー 1年 2年	4 4	最新情報やトピックス、社会人としての基本的マナーを身につける機会とする。キャリア形成に向けた計画を立てられるよう示唆を得る。
看護のこころをつなぐ式	2	時代が変わっても変わらない看護の本質である“看護のこころ”をつなぐ者としての誓いを立て、自覚をもつ。周囲の人からのメッセージをうけ、応援されているという自信がもてる機会とする。
事例研究発表会 参加 2年	8	3年次が取り組む、「自己の実践を振り返って自己評価する方法」としての事例研究発表会に参加することで、よりよい看護をめざしていく意識を高める。
多職種連携ワークⅢ 3年	2	地域包括ケアシステムをより推進していくために、専門職同士で共に学ぶあうことから多職種で連携するための基礎的能力を身につける。

○国家試験対策

対策講座 1年	4	看護師国家試験合格のための準備として、国家試験対策専門の非常勤講師の講義を受け、学習の仕方を学ぶ。また、模擬試験を受けることで、自己の学習状況の課題を見出し、取り組みの示唆を得る。 学内教員の集中講座を受けることで、知識の定着を確認する。
対策講座 2年	4	
学内模擬試験 3年	40	
集中講座		

Ⅲ 学 則 ・ 学則実施規程

1 静岡市立看護専門学校学則

- ・ 静岡看護専門学校教育課程（別表第1）
- ・ 入学願書(推薦・一般) ・ 誓約書
- ・ 転入学願書 ・ 転学願
- ・ 休学願 ・ 復学願 ・ 退学願
- ・ 卒業証書

2 静岡市立看護専門学校学則実施規程

- ・ 住所届
- ・ 変更届

1 静岡市立看護専門学校学則

平成15年4月1日

規則第163号

改正 平成16年3月31日規則第37号

平成17年3月31日規則第53号

平成19年3月30日規則第49号

平成19年12月25日規則第101号

平成20年3月27日規則第24号

平成21年3月31日規則第50号

平成25年1月29日規則第2号

平成30年3月30日規則第23号

平成30年8月29日規則第81号

令和3年8月31日規則第66号

令和4年3月30日規則第32号

(目的)

第1条 静岡市立の看護専門学校(以下「学校」という。)は、看護師及び助産師としての必要な知識及び技術を教授し、社会に貢献し得る有能な人材を育成することを目的とする。

(平16規則37・平30規則81・一部改正)

(名称及び位置)

第2条 学校の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
静岡市立静岡看護専門学校	静岡市駿河区南八幡町8番1号
静岡市立清水看護専門学校	静岡市清水区宮加三1221番地の5

(平17規則53・一部改正)

(課程、学科、修業年限、入学時定員、学級編成及び総定員)

第3条 静岡市立静岡看護専門学校の課程、学科、修業年限、入学時定員、学級編成及び総定員は、次のとおりとする。

課程	学科	修業年限	入学時定員	学級編成	総定員	
専門課程	3年課程	看護学科	3年	40人	1学級	120人

2 静岡市立清水看護専門学校の課程、学科、修業年限、入学時定員、学級編成及び総定員は、次のとおりとする。

課程		学科	修業年限	入学時定員	学級編成	総定員
専門課程	3年課程	看護学科	3年	40人	1学級	120人
専門課程	1年課程	助産学科	1年	10人	1学級	10人

(平30規則81・一部改正)

(在学年限)

第4条 学生は、看護学科にあつては6年を、助産学科にあつては2年を超えて在学することはできない。

(平30規則81・一部改正)

(学年及び学期)

第5条 学年は、4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

2 学年を次の学期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年の3月31日まで

(平16規則37・一部改正)

(休業日)

第6条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 春季、夏季及び冬季の休業日 1学年を通じ12週間以内で校長が定める期間の日

(4) 前3号に掲げるもののほか、校長が必要と認める日

2 前項の規定にかかわらず、校長が特に必要と認めるときは、休業日を変更することができる。

(教育課程)

第7条 教育課程の授業科目、単位数及び時間数は、静岡市立静岡看護専門学校にあつては別表第1、静岡市立清水看護専門学校にあつては別表第2のとおりとする。

2 各学年の履修科目及び単位数は、校長が定める。

3 授業科目は、1単位45時間の学修を必要とする内容をもって構成し、1単位の取得に要する時間数は、次の各号の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 講義及び演習 15時間から30時間までの範囲

(2) 実験、実習及び実技 30時間から45時間までの範囲

(平16規則37・令4規則32・一部改正)

(入学資格)

第8条 学校に入学することができる者は、看護学科にあつては学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第1項の規定に該当する者とし、助産学科にあつては保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第21条各号のいずれかに該当する者とする。

(平19規則101・平21規則50・平30規則81・一部改正)

(入学の出願手続)

第9条 学校に入学をしようとする者は、所定の期日までに、次に掲げる書類に入学検定料を添えて校長に提出しなければならない。

(1) 入学願書（様式第1号）

(2) 受験票（様式第2号）

(3) 写真台紙（様式第3号）

(4) 次のア及びイに掲げる学科の区分に応じ、当該ア及びイに定める書類

ア看護学科 高等学校を卒業する見込みがある者にあつては当該高等学校の調査書、高等学校を卒業した者にあつては当該高等学校の調査書及び卒業証明書、学校教育法施行規則

（昭和22年文部省令第11号）第150条に該当する者にあつては高等学校を卒業した者と同等以上の学力を有することを証明する書類

イ助産学科 保健師助産師看護師法第21条各号のいずれかに該当する者であることを証明する書類（その見込みを証明する書類を含む。）

(5) 前各号に掲げるもののほか、校長が特に必要があると認める書類

(平21規則50・平30規則23・平30規則81・一部改正)

(入学試験等)

第10条 入学試験は、学科試験及び面接試験とする。

2 校長は、看護学科にあつては学業成績が優秀で出身高等学校長の推薦を受けた、助産学科にあつては学業成績又は実務成績が優秀で、出身の看護師学校養成所（保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和26年文部省・厚生省令第1号）第4条の看護師学校養成所をいう。）の長又は勤務している医療機関の長の推薦を受けた者を対象として別に定めるところにより入学の選考を行うことができる。

3 前項の規定による選考を受けようとする者は、前条各号に掲げる書類のほか、出身高等学校長等の推薦書（様式第4号）を所定の期間内に校長に提出しなければならない。

(平30規則23・平30規則81・一部改正)

(入学の許可)

第11条 入学は、前条第1項及び第2項の入学試験の結果に基づいて校長が許可する。

(入学手続)

第12条 入学を許可された者は、身元保証人（以下「保証人」という。）2人が連署した誓約書（様式第5号）を校長に提出しなければならない。

- 2 保証人は、身元が確実で、かつ、独立の生計を営む成年者でなければならない。
- 3 保証人が資格を失ったときは、直ちに新たな保証人を定め、第1項の手続をしなければならない。

(平20規則24・一部改正)

(転入学)

第13条 学校（看護学科に限る。）に転入学をしようとする者は、次に掲げる書類に入学検定料を添えて校長に提出しなければならない。

(1) 転入学願書（様式第6号）

(2) 在籍している学校の調査書及び在学証明書

- 2 校長は、欠員のある場合に限り、選考の上、転入学を許可することができる。
- 3 前項の規定により転入学をした者は、第4条の規定にかかわらず、在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。
- 4 前条の規定は、転入学の場合に準用する。

(平30規則81・一部改正)

(転学)

第14条 転学をしようとする者は、保証人が連署した転学願（様式第7号）を校長に提出し、その許可を受けなければならない。

(休学)

第15条 病気又はやむを得ない理由により休学をしようとする者は、保証人が連署した休学願（様式第8号）を校長に提出し、その許可を受けなければならない。この場合において、休学の理由が病気であって校長が必要であると認めるときは、医師の診断書を添付しなければならない。

- 2 休学の期間は、1年以内とする。ただし、校長がやむを得ない理由があると認めるときは、この期間を延長することができる。

(平20規則24・一部改正)

(復学)

第16条 休学中の者が復学しようとするときは、保証人が連署した復学願（様式第9号）を校長

に提出しその許可を受けなければならない。この場合において、休学の理由が病気であつて校長が必要であると認めるときは、医師の診断書を添付しなければならない。

(平20規則24・一部改正)

(退学)

第17条 退学しようとする者は、保証人が連署した退学願(様式第10号)を校長に提出し、その許可を受けなければならない。

(除籍)

第18条 校長は、次の各号のいずれかに該当する者を第30条第1号に規定する運営委員会の議を経て除籍することができる。

- (1) 死亡又は行方不明の者
- (2) 第4条又は第13条第3項に規定する在学年限を超えた者
- (3) 第15条第2項に規定する休学の期間の終了後において、復学の手続きをしない者
- (4) 正当な理由がなく授業料を納付しない者

(成績評定)

第19条 成績は、学科試験及び実習評価により評定する。

(単位の認定)

第19条の2 校長は、別表第1又は別表第2に定める授業科目を履修しその成績評定において合格した者に同表所定の単位を与える。

(平25規則2・追加)

(入学前の既修得単位の取扱い)

第20条 校長は、教育上有益と認める場合は、保健師助産師看護師学校養成所指定規則別表3の備考第2号に掲げる学校等で、別表第1又は別表第2に規定されている教育内容と同一内容の科目を履修して入学した者の単位については、本人からの申請に基づき、個々の履修の学習内容を評価し、学校における教育内容に相当するものと認められるときは、総修得単位数の2分の1を超えない範囲で当該単位を学校における履修により修得したものとみなすことができる。

2 校長は、教育上有益と認める場合は、社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第40条第2項第2号の規定に該当する者で、学校に入学する前に履修した科目について、本人からの申請に基づき、個々の履修の学習内容を評価し、学校における教育内容に相当するものと認められるときは、当該単位を学校における履修により修得したものとみなすことができる。

3 前項の規定により修得したものとみなすことができる科目は、別表第1又は別表第2に掲げる授業科目のうち第30条第1項第7号の単位認定委員会が指定するものとする。

(平16規則37・平30規則23・平30規則81・令4規則32・一部改正)

(学科試験)

第21条 第19条の学科試験は、定期試験により校長が定める学科目について行い、その成績を100点制により採点し、60点以上を合格点とする。

2 校長は、前項に掲げる試験のほか、必要に応じて随時試験を行うことができる。

(追試験)

第22条 校長は、やむを得ない理由により学科試験を受けることができなかつた者に対して追試験を行うことができる。

(再試験)

第23条 校長は、学科試験の成績が合格点に満たない科目のある者に対して再試験を行うことができる。

(卒業の認定)

第24条 進級又は卒業の認定は、成績評定の結果等を勘案した上、運営委員会の議を経て校長がこれを行う。

2 別表第1又は別表第2の必修科目に掲げる科目の学科試験に合格しなかつた者及び欠席日数(災害その他やむを得ない理由による欠席であると校長が認めた日を除く。)が出席すべき日数の3分の1を超える者は、卒業することができない。

(平16規則37・一部改正)

(卒業証書の授与等)

第25条 校長は、前条の規定により卒業の認定をした者に卒業証書(様式第11号)を授与するとともに、看護学科にあつては、専門士(医療専門課程)の称号を付与する。

(平30規則81・一部改正)

(表彰)

第26条 校長は、品行方正で学業成績が優秀な者その他学生の模範と認められる者を表彰することができる。

(懲戒)

第27条 校長は、教育上必要があると認めるときは、運営委員会の議を経て学生に対し、訓戒、停学又は退学の懲戒処分を行うことができる。ただし、退学の処分は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ行うことができない。

- (1) 成績が不良で卒業の見込みがないと認められる者
 - (2) 素行が不良で改心の見込みがないと認められる者
 - (3) 本校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反する行為をした者
 - (4) 正当な理由がなくて引き続き1月以上欠席した者
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、修学を継続することが不相当と認められる者
- (職員組織)

第28条 学校に次の職員を置く。

- (1) 校長 1人
 - (2) 副校長 1人
 - (3) 教務長 静岡市立静岡看護専門学校にあつては1人、静岡市立清水看護専門学校にあつては2人
 - (4) 事務長 1人
 - (5) 実習調整者 静岡市立静岡看護専門学校にあつては1人、静岡市立清水看護専門学校にあつては2人
 - (6) 専任教員 静岡市立静岡看護専門学校にあつては7人以上、静岡市立清水看護専門学校にあつては9人以上
 - (7) 事務職員 静岡市立静岡看護専門学校にあつては2人以上、静岡市立清水看護専門学校にあつては3人以上
- 2 前項第5号に規定する実習調整者は、専任教員をもって充てる。
- 3 第1項各号に掲げるもののほか、講師、実習指導教員、健康管理医等を置くことができる。

(平30規則81・一部改正)

(校務の分掌)

第29条 校務の分掌については、校長が別に定める。

(会議)

第30条 学校の円滑な運営及び教育の充実を図るため、次に掲げる会議を置く。

- (1) 運営委員会
- (2) 職員会議
- (3) 教務会議
- (4) 講師会議
- (5) 実習指導者会議
- (6) 入学試験委員会

(7) 単位認定委員会

(8) 自己点検・自己評価委員会

(9) 教育課程編成会議

2 前項に規定する会議の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(平25規則2・令4規則32・一部改正)

(授業料及び入学検定料)

第31条 授業料及び入学検定料は、静岡市立看護専門学校条例（平成15年静岡市条例第176号）に定めるところによる。

(健康診断)

第32条 校長は、学生の健康を保持するため、1年に1回以上の健康診断を行うものとする。

(委任)

第33条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の静岡市立看護専門学校学則（昭和45年静岡市規則第17号）又は清水市立看護専門学校学則（平成7年清水市規則第23号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成16年3月31日規則第37号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月31日規則第53号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日規則第49号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年12月25日規則第101号）

この規則は、平成19年12月26日から施行する。

附 則（平成20年3月27日規則第24号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月31日規則第50号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の静岡市立看護専門学校学則の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に静岡市立静岡看護専門学校又は静岡市立清水看護専門学校に入学する者から適用し、施行日前から引き続きこれらの学校に在学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成25年1月29日規則第2号）

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第2の改正規定は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の静岡市立看護専門学校学則別表第2の規定は、平成25年4月1日以後に静岡市立清水看護専門学校に入学する者から適用し、同日前から引き続き同校に在学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成30年3月30日規則第23号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の静岡市立看護専門学校学則様式第11号の規定は、平成28年4月1日以後に入学した者について適用し、同日前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則（平成30年8月29日規則第81号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3年8月31日規則第66号）

この規則は、令和3年9月1日から施行する。

附 則（令和4年3月30日規則第32号）

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の静岡市立看護学校学則第7条、別表第1及び別表第2の規定は、令和4年4月1日以後に入学した者について適用し、同日前に入学した者については、なお従前の例による。

別表第1 (第7条関係)

(令4規則32・全改)

静岡市立静岡看護専門学校教育課程

卒業必修科目

区分	教育内容	授業科目	単位数	時間数	備考
基礎分野	科学的思考の基盤	教育学	1	30	
		心理学	1	30	
		日本語表現	1	30	
		ものの見方・考え方	1	15	
		生物学	1	30	
		情報科学	1	30	
	人間と生活・ 社会の理解	健康とスポーツ (必修選択)	1	30	ストレッチ 又は球技
		生命倫理学	1	15	
		家族社会学	1	30	
		暮らしと健康	1	20	
		外国語会話 (必修選択)	1	30	英会話又は 中国語会話
		英語	1	30	
		人間関係論	1	30	
		ピア・サポート論	1	15	
小計			14	365	
専門基礎分野	人体の構造と機能	解剖生理学Ⅰ	1	30	
		解剖生理学Ⅱ	1	30	
		解剖生理学Ⅲ	1	30	
		看護のための人間論	1	30	
	疾病の成り立ちと 回復の促進	生化学	1	30	
		病理学	1	20	
		病態生理と治療Ⅰ	1	30	
		病態生理と治療Ⅱ	1	30	
		病態生理と治療Ⅲ	1	30	

		病態生理と治療Ⅳ	1	30	
		病態生理と治療Ⅴ	1	20	
		看護のための疾病論	1	30	
		微生物学	1	30	
		薬理学	1	30	
		臨床薬理学	1	15	
		看護サイエンス	1	15	
	健康支援と 社会保障制度	保健医療論	1	15	
		栄養管理特論	1	30	
		社会福祉論Ⅰ	1	15	
		社会福祉論Ⅱ	1	30	
		法と関係法規	1	30	
		公衆衛生学	1	15	
	小計		22	565	
専 門 分 野	基礎看護学	看護の原理	1	30	
		看護のための認識論	1	15	
		看護の方法Ⅰ	1	30	
		看護の方法Ⅱ	1	30	
		看護の方法Ⅲ	1	20	
		看護の方法Ⅳ	1	30	
		看護の方法Ⅴ	1	30	
		看護の方法Ⅵ	1	30	
		看護の方法Ⅶ	1	30	
		看護基礎力アップ演習	1	15	
		看護理論	1	15	
		地域・在宅看護論	地域と暮らしを知る演習Ⅰ	1	15
			地域と暮らしを知る演習Ⅱ	1	20
	家族の理解と看護		1	15	
	地域・在宅看護の展開Ⅰ		1	30	
	地域・在宅看護の展開Ⅱ		2	40	
	地域・在宅看護の探究		1	15	

成人看護学	成人看護概論	1	15	
	成人看護の展開Ⅰ	1	30	
	成人看護の展開Ⅱ	1	30	
	成人看護の展開Ⅲ	1	30	
	成人看護の展開Ⅳ	1	30	
	成人看護学習支援演習	1	20	
老年看護学	老年看護概論	1	15	
	老年看護の展開Ⅰ	1	30	
	老年看護の展開Ⅱ	1	30	
	老年看護の展開Ⅲ	1	30	
小児看護学	小児看護概論	1	20	
	小児看護援助論	1	15	
	小児看護の展開Ⅰ	1	30	
	小児看護の展開Ⅱ	1	30	
母性看護学	母性看護概論	1	15	
	母性看護援助論	1	30	
	母性看護の展開Ⅰ	1	30	
	母性看護の展開Ⅱ	1	20	
精神看護学	精神保健論	1	30	
	精神看護概論	1	15	
	精神看護の展開Ⅰ	1	30	
	精神看護の展開Ⅱ	1	15	
看護の統合と実践	看護マネジメント	1	15	
	医療安全	1	15	
	災害看護・国際看護	2	40	
	看護研究	2	40	
	看護実践力アップ演習	1	20	
臨地 実習	基礎看護学	基礎看護学実習Ⅰ	1	45
		基礎看護学実習Ⅱ	2	90
	地域・在宅 看護論	地域・在宅看護論実習Ⅰ	2	90
		地域・在宅看護論実習Ⅱ	2	90

	成人看護学	成人看護学実習 I	2	90	
		成人看護学実習 II	2	90	
	老年看護学	老年看護学実習	3	135	
	小児看護学	小児看護学実習	2	90	
	母性看護学	母性看護学実習	2	90	
	精神看護学	精神看護学実習	2	90	
	看護の統合と 実践	発展看護実習	3	135	
	小計		70	2,115	
合計			106	3,045	

様式第1号 (第9条関係)

(平17規則53・平25規則2・平30規則23・平成30年規則81・一部改正)

(表)

入学願書 (推薦・一般)

年 月 日

(宛先) 静岡市立(静岡・清水)看護専門学校長

ふりがな
氏 名 _____

静岡市立(静岡・清水)看護専門学校(看護学科・助産学科)に入学したいので、関係書類を添えて出願します。

本籍				※ 受験番号	
生年月日	年 月 日 (満 歳)			<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">写真貼付欄</p> <p>1 出願前3箇月以内に撮影した 写真の裏面に氏名を書き全面 にのりを貼付すること。</p> <p>2 縦5cm×横4cm</p> <p>3 正面、上半身、 脱帽、無背景</p> </div> <p style="text-align: right;">年 月 日撮影</p>	
ふりがな					
現住所	〒 —	電話 () —			
合格通知場所	〒 —	電話 () —			
学歴	学校名・学科名	入学年月	卒業年月		
	高等学校	年 月	年 月 卒・見込		
		年 月	年 月 卒・見込		
職歴	勤務先	就職年月	退職年月		
		年 月	年 月		
		年 月	年 月		
保証人等 (保護者)	ふりがな			志願者と の続 柄	
	氏 名				
	ふりがな				
	現住所	郵便番号 —	電話 ()		

(注)

- 1 ※印欄は、記入しないでください。
- 2 本籍の欄は、都道府県名を記入してください。
- 3 合格通知場所欄は、推薦の場合は、学校場所を記入してください。

(裏)

免許 資格 特技等		賞罰	
趣味			
好きな学科 嫌いな学科	(好き)	(嫌い)	
志 望 理 由			
卒 業 後 希 望			

様式第2号（第9条関係）

（平25規則2・平30規則81・一部改正）

受 験 票

※受験番号		
ふりがな		
氏 名		
推薦入学 試 験		年 月 日（曜日） 受付：午前 時 分
一般 入学 試験	一次試験 (学 科)	年 月 日（曜日） 受付：午前 時 分
	面接試験	年 月 日（曜日） 受付：午前 時 分
試 験 場 所		静岡市立（静岡・清水）看護専門学校

写真貼付欄

- 1 出願前3箇月以内に撮影した
写真の裏面に氏名を書き全面
にのりを貼付すること。
- 2 縦5cm×横4cm
- 3 正面、上半身、
脱帽、無背景

年 月 日撮影

（注） ※印欄は、記入しないでください。

様式第3号（第9条関係）

写真台紙

※受験番号	
ふりがな	
氏名	
生年月日	年 月 日

写真貼付欄
1 出願前3箇月以内に撮影した 写真の裏面に氏名を書き全面 にのりを貼付すること。
2 縦5cm×横4cm
3 正面、上半身、 脱帽、無背景

年 月 日撮影

(注) ※印欄は、記入しないでください。

様式第4号(第10条関係)

(平17規則53・平25規則2・平30規則81・一部改正)

(表)

※ 受験番号	
--------	--

推 薦 書

年 月 日

(宛先) 静岡市立(静岡・清水)看護専門学校長

所在地
推薦者 名称

代表者の氏名

㊦

電話 () —

次の者を貴校推薦入学試験の候補者として責任をもって推薦します。

- ふりがな
- 1 氏 名 _____
- 2 生年月日 _____ 年 月 日 (満 歳)
- 3 住 所 _____

(裏)

4 推薦理由

5 志望理由（抱負、将来の方針等を面接の上、記入すること。）

(注) この推薦書は、推薦者が封筒に入れて封印してください。

様式第5号（第12条関係）

（平17規則53・平25規則2・一部改正）

誓約書

年 月 日

（宛先）静岡市立（静岡・清水）看護専門学校長

私は、静岡市立（静岡・清水）看護専門学校に入学しました上は、学則及び諸規則を守り、学生としての本分に従い学業に精励することを誓います。

住所

ふりがな

本人 氏名

生年月日

年 月 日

上記の者が静岡市立（静岡・清水）看護専門学校に入学しました上は、本人に誓約のとおり堅く守らせるとともに、本人について生じた一切の責任を引き受けることを保証します。

身元保証人 住所

ふりがな

氏名

電話

本人との関係

身元保証人 住所

ふりがな

氏名

電話

本人との関係

（注）

1 身元保証人は2人とし、本人が未成年者の場合にあっては、そのうち1人は保護者として

く
ださい。

2 身元保証人は、身元が確実で、かつ、独立の生計を営む成年者としてください。

様式第6号(第13条関係)

(平17規則53・平25規則2・平30規則81・一部改正)

転入学願書

年 月 日

(宛先) 静岡市立(静岡・清水)看護専門学校長

ふりがな

氏 名

次のとおり静岡市立(静岡・清水)看護専門学校看護学科に転入学したいので、関係書類を添えて出願します。

本 籍			※受験番号 写真貼付欄 1 出願前3箇月以内に撮影した写真の裏面に氏名を書き全面にのりを貼付すること。 2 縦5cm×横4cm 3 正面、上半身、脱帽、無背景 年 月 日撮影
生年月日	年 月 日(満 歳)		
ふりがな			
現住所	郵便番号 —	電話 () —	
合格通知場所	郵便番号 —	電話 () —	
在学学校名		在学学年	第 学年
理 由			
学 歴	学校名・学科名	入学年月	卒業年月
	高等学校	年 月	年 月 卒・見込
		年 月	年 月 卒・見込
職 歴	勤務先	就職年月	退職年月
		年 月	年 月
		年 月	年 月

(注)

- ※印欄は、記入しないでください。
- 本籍の欄は、都道府県名を記入してください。

様式第7号（第14条関係）

（平17規則53・平25規則2・平30規則81・一部改正）

転学願

年 月 日

（宛先）静岡市立（静岡・清水）看護専門学校長

（看護学科・助産学科） 第 学年

学籍番号

本人 住所

氏名

住所

身元保証人

氏名

次のとおり転学したいので、許可されるようお願いいたします。

1 転学年月日 年 月 日

2 転学校名

3 転学校所在地
郵便番号 —

電話() —

4 理由

様式第8号（第15条関係）

（平17規則53・平25規則2・平30規則81・一部改正）

休学願

年 月 日

（宛先）静岡市立（静岡・清水）看護専門学校長

（看護学科・助産学科） 第 学年

学籍番号

本人 住所
氏名

住所
身元保証人
氏名

次のとおり休学したいので、許可されるようお願いします。

- 1 期間 年 月 日から
年 月 日まで
- 2 理由（具体的に記入すること。）

- 3 休学中の連絡場所
郵便番号 ー

電話（ ） ー

※ 許可年月日	年 月 日
---------	-------

（注）

- 1 ※印の欄は、記入しないこと。
- 2 休学の理由が病気であるときは、医師の診断書を添付してください。

様式第9号（第16条関係）

（平17規則53・平25規則2・平30規則81・一部改正）

復学願

年 月 日

（宛先）静岡市立（静岡・清水）看護専門学校長

（看護学科・助産学科） 第 学年

学籍番号

本人 住所
氏名

住所
身元保証人
氏名

次のとおり復学したいので、許可されるようお願いします。

- 1 復学年月日 年 月 日
- 2 理由（具体的に記入すること。）

※ 許可年月日	年 月 日
---------	-------

（注）

- 1 ※印の欄は、記入しないこと。
- 2 休学の理由が病気であったときは、医師の診断書を添付してください。

様式第10号（第17条関係）

（平17規則53・平25規則2・平30規則81・一部改正）

退 学 願

年 月 日

（宛先）静岡市立（静岡・清水）看護専門学校長

（看護学科・助産学科） 第 学年

本人 学籍番号

氏名

住所

身元保証人

氏名

次のとおり退学したいので、許可されるようお願いします。

1 退学年月日 年 月 日

2 理由（具体的に記入すること）

※ 許可年月日	年 月 日
---------	-------

（注） ※印の欄は、記入しないこと。

様式第11号その1（第25条関係）

（平30規則23・平成30規則81・一部改正）

第 号

卒業証書

氏名

年 月 日生

あなたは本校職業実践専門課程（平成28年文部科学省告示第15号）専門課程看護学科（3年）の所定の課程を修めたので卒業証書を授与し専門士（医療専門課程）と称することを認める

年 月 日

静岡市立（静岡・清水）看護専門学校
校長 印

様式第11号その2（第25条関係）
（平30規則81・追加）

第 号

卒業証書

氏名

年 月 日生

あなたは本校専門課程助産学科（1年）の所定の課程を修めたので卒業証書を授与する

年 月 日

静岡市立清水看護専門学校
校長 印

2 静岡市立看護専門学校学則実施規程

(趣旨)

第1条 この規程は、静岡市立看護専門学校学則（平成15年静岡市規則第163号。以下「学則」という。）第33条の規定に基づき、学則の施行について必要な事項を定めるものとする。

(入学試験)

第2条 学則第10条第1項に規定する学科試験は、看護学科にあつては国語総合（現代文のみ）、コミュニケーション英語Ⅰ・Ⅱ及び数学Ⅰ・数学Aの3科目とし、助産学科にあつては母性看護学、小児看護学及び基礎看護学の3科目とする。

2 前項の規定にかかわらず、校長が別に定める推薦書を提出した場合の学科試験は、看護学科においては国語総合（現代文のみ）、コミュニケーション英語Ⅰ・Ⅱの2科目とし、助産学科においては母性看護学、小児看護学及び基礎看護学の3科目とする。

3 学則第10条第2項に規定する入学の選考について必要な事項は、入学試験委員会の協議を経て校長が別に定める。

(身元保証人)

第3条 学則第12条に規定する身元保証人は、常に本校との連絡を密にするとともに、学生の身上に関して一切の責めを負うものとする。

2 身元保証人のうち1人は、原則として当該学生の保護者とする。

(住所等の届出)

第4条 学生は、入学後直ちに住所届（様式第1号）を校長に届け出なければならない。

2 学生は、学生又は身元保証人の本籍、住所又は氏名の変更があつたときは、変更届（様式第2号）により速やかにその旨を校長に届け出なければならない。

(学生証、貸与物品等の返納)

第5条 学則第14条の規定により転学を許可された者、学則第17条の規定により退学を許可された者、学則第18条の規程により除籍された者及び学則第27条の規定により退学懲戒処分をされた者は、直ちに学生証及び貸与を受けた物品を返納しなければならない。

(授業時間)

第6条 静岡市立看護専門学校の始業開始は午前8時50分、終業時間は午後4時10分とする。

2 1日あたりの授業時間及び休憩時間の割振りは、別表のとおりとする。

3 前2項の規定にかかわらず、臨地実習等における始業及び終業時刻等については、校長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この規程は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の日の前日までに、静岡市立看護専門学校又は清水市立看護専門学校においてなされた処分、手続きその他の行為は、それぞれこの規程の相当規定によりなされたものとみなす。

別表 (6条関係)

授業時間		休憩時間
(1) I時限	午前8時50分から 午前10時20分まで	午前10時20分から午前10時30分 まで
(2) II時限	午前10時30分から 正午まで	
(3) III時限	午後1時から 午後2時30分まで	正午から午後1時まで
(4) IV時限	午後2時40分から 午後4時10分まで	午後2時30分から午後2時40分まで

附則

(施行月日)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附則

(施行月日)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附則

(施行月日)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

住 所 届

年 月 日

静岡市立（静岡・清水）看護専門学校校長

（看護学科 第 学年 ・ 助産学科）・学籍番号

氏 名

入学時における住所を下記のとおりとお届けします。

記

1 現 住 所

2 電 話

3 本 籍

様式第2号（第4条関係）

〔 学 生
身元保証人 〕 〔 住 所
氏 名
本 籍 〕 変 更 届

年 月 日

静岡市立（静岡・清水）看護専門学校校長

（看護学科 第 学年 ・ 助産学科）学籍番号
氏 名

次のとおり（ ）を変更したいので届け出ます。

区 分	新	旧
現 住 所	〒 TEL	〒 TEL
本 籍		
氏 名		
変更年月日	年 月 日	
事 由		

